○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成十五年国土交通省告示第千三百十八号)

告示別添五十二4・6・4・2・の規定に適合するものであればよい。 10 平成二十三年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添五十二4条 (略) 第四十五条 (略)	「大きは」でを住方(平成十八年国土交通省告示第三百八十一号)による改正前の細告示を改正する告示(平成十八年国土交通省告示第三百八十一号)による改正前の細告示を改正する告示(平成十八年国土交通省告示第三百八十一号)による改正前の細告示を改正する告示(平成十八年国土交通省告示第三百八十一号)による改正前の細告示別添五十二4・9・3・1・の規定に適合するものであればよい。	で対して国にで重貨に応じていた。 (案) では、細目告示別添五二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添五二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添五
2~9 (略) 第四十五条 (略) (方向指示器)	2~6 (略) (制動灯) (制動灯)	2~5 (略) 第三十七条 (略)
		現
		行